

市川市
いつも新しい流れがある 市川

第65号
令和4年1月1日

農業委員会だより

新年のごあいさつ



市川市農業委員会
会長 石井 克己

あけましておめでとうございます。
います。

令和四年の新春を迎え、農家の皆様方には、お健やかに
お過ごしのことと、お慶び申し上げます。

昨年は、一昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、日々の生活にも大変ご苦労があったことと思います。

そのような中、昨年は市川市のブランドである「市川のなし」をはじめとして、野菜類の作柄が好調だったことは幸いでした。

さて、私たち農業委員・農地利用最適化推進委員も任期の半分が過ぎようとしておりますが、このような社会情勢を受け、なかなか地域での委員活動に十分取り組むことができず、皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまったことと存じます。

本年も、都市農業が持つ様々な課題に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、皆さんの益々のご繁栄とご健勝とともに、令和四年が実り多き一年になることをお祈りして新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます

農業委員

石井 克己

石井 利和

小川 治夫

小沢 伊知郎

石橋 弘嗣

石田 まさ子

宇田川 忠好

太田 裕士

板橋 利行

石井 文夫

農地利用最適化推進委員

大滝 與鷹

平田 秀行

久保田 章

富田 憲一

岡本 好夫

石井 玄徳

農業委員・農地利用最適化推進委員一同

農地転用は 許可・届出制です。

「農地転用」をするときは許可又は届出が必要なのは、皆さんもご存じのことと思います。

今回は、これに関してよくいただくご質問にお答えします。

「農地転用」とは何ですか？

農地を農地以外のものにする事です。主なものとしては住宅など建物の敷地・駐車場・資材置場などがあります。

なぜ許可・届出制なの？

農地は食糧生産に欠かせぬ大切なものですが、特に国土が狭いわが国では優良な農地を無秩序な開発などから守らねばなりません。そのため農地法の中で農地転用に関する決まりが定められています。

対象となる農地は？

すべての農地が対象となります。農地転用する面積の大小に関係ありません。

一時的な農地転用でも手続きが必要ですか？

工事用の仮設道路として一定期間他人に貸し、工事終了後農地に戻す場合などを「一時転用」といいますが、これも許可が必要です。

農地転用の手続きで、よく「第4条の許可(届出)」「第5条の許可(届出)」という言葉を目にしますが、違いはなんですか？

所有者が農地転用するのが「農地法第4条の許可(届出)」、所有権移転や貸借を伴うものが「農地法第5条の許可(届出)」です。

農地転用の手続きは誰がするの？

前の問いの「第4条の許可申請(届出)」の場合は所有者自身が、「第5条の許可申請(届出)」の場合は所有者と買主、または借主が共同で行います。

「農業振興地域」の中の農地を転用したいのですが？

「農業振興地域」の中の「農用地」に指定されている場合は、まずこの指定が解除されなければなりません。市役所の農業振興課を通じて手続きしていただくことになります。農地法の転用許可申請ができるのは、その後になります。

農地転用後、登記簿の地目が自動的に訂正されると思ったのですが？

農地転用の手続きと登記の手続きは別に必要です。

農地転用の手続きはすぐできるの？

市街化区域の場合

随時受付をしております。

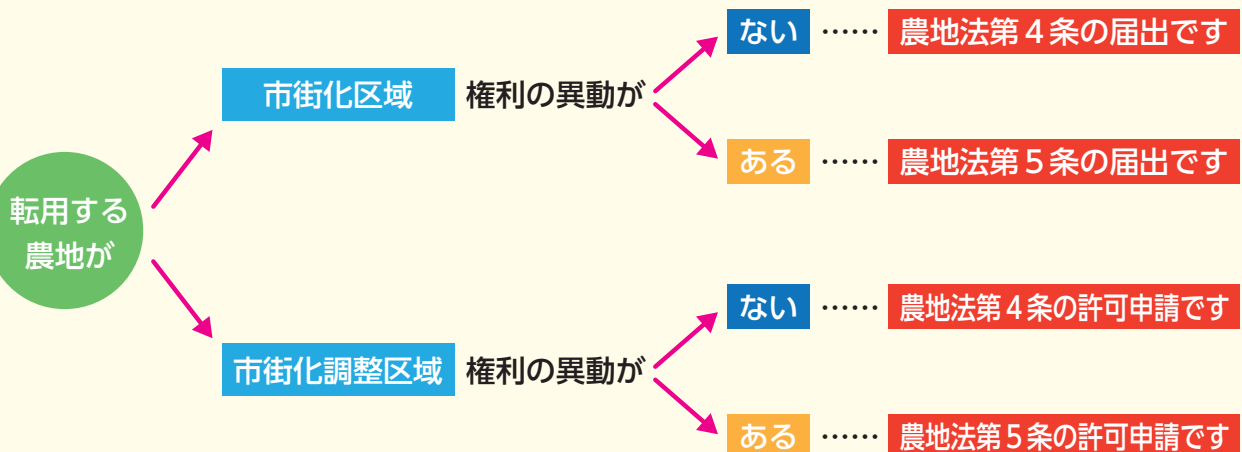
受付後、審査の上、転用手続きが完了し翌日(閉庁日は除く)に「受理通知書」を交付します。

市街化調整区域の場合

毎月21日から25日(4月、7月、12月は変わります)に許可申請をすると、農業委員が現地調査に伺い、翌月の農業委員会総会で審議し、許可相当となった場合に県で審議されます。

ここで農地転用が許可されると市の農業委員会を通じて「許可指令書」が交付されます。申請からここまで約2ヶ月かかります。

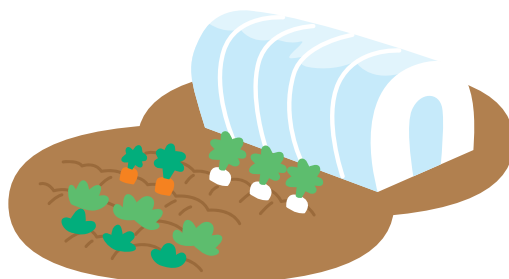
転用を計画されている場合は、お早めにご相談ください。



相続税の 納税猶予制度について

相続税の納税猶予とは？

農家が農地を相続する場合、原則として一般の相続と同様の取り扱いがされます。しかし、農地は農業生産の基盤であり、相続による農業経営の細分化の防止や農業後継者の確保の観点から「相続税の納税猶予制度」が設けられています。



この制度は、相続人が農業を営んでいた被相続人から農地を相続し農業を継続する場合には一定の要件のもとに農地に対応する相続税の納税を猶予する制度です。そして相続税の申告期限の翌日から20年を経過する日まで、その農地で農業を継続した場合や相続人が死亡した場合に猶予税額の納税が免除されます。（生産緑地で猶予を受けた場合は相続人が死亡した場合。）

適用後の制約と猶予の確定

この制度は、相続人が納税猶予の特例を受けた

農地（特例農地）において農業経営を継続することを前提として設けられていることから次のような場合には、猶予の打ち切り（猶予の確定）になります。

① 相続人が特例農地に係る農業の経営を廃止した場合

② 特例農地について譲渡、転用があつた場合

③ 相続人は納税が免除されるまでの間、3年

毎に税務署に継続届出書を提出することになるが、その届出書の提出がなかった場合

このように猶予が確定すると猶予税額に一定の利子税を加えた額を納付しなければなりません。

猶予を受けるには？

相続税の申告は、相続の日（被相続人の死亡の日）

の翌日から10ヶ月以内に被相続人の住所地の税務署に提出することになっています。その際、農業

委員会の発行する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要になります。

猶予を受けた後には？

納税猶予を受けてから猶予が確定し免除される

まで、原則20年間（生産緑地で猶予されている場合は相続人が死亡した場合）相続人は、特例農地

で自ら農業経営を継続しなければなりません。また、特例農地は、常に良好に管理して耕作を続け

なければなりません。そして3年毎に税務署に対して継続届を提出し、その際は、農業委員会の発

行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要になります。

相続税の納税猶予制度は、都市農家だけに与えられた大切な制度であり都市農業の生命線です。

しかし近年、耕作放棄による遊休農地化や無断転用（農耕車用のコンクリート車路の作成なども含む）、さらには、第三者に耕作をお願いする等により、適切な農業経営が行われていないケースも見受けられ、税務署の対応も一段と厳しくなり特例農地の抜き打ち調査等も進められています。特例農地はいつも良好に耕作し保全管理してください。

相続等により農地を 取得した場合は届出を

相続等で農地の権利を取得した場合には、農業委員会への届出が必要となります。

届出の様式は農業委員会事務局窓口に備えてあります。また、農業委員会のホームページからダウンロードもできます。

◇届出が必要な権利取得◇

- ・ 相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）
- ・ 法人の合併・分割
- ・ 時効 等

農地の賃借料調査へのご協力を

農業委員会では、毎年、農地法第52条に基づき賃借料等の動向について農業者に情報提供しております。

今年も農家台帳を基に、農地を借りている耕作者の皆さんに令和3年分の賃借料について、情報収集させていただきます。
賃借料調査書（回答書）がお手元に届きましたらご協力をお願いいたします。

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、農地法に基づき昨年10月中旬農地利用状況調査を実施しました。

この調査は、耕作放棄地の実態を把握し、今後の営農再開や農地の貸し付け等に結び付け、耕作放棄地の利用促進を図るための基礎資料となります。

市内を6地域に分け農業委員・農地利用最適化推進委員が農業振興課の職員とともに、くまなく調査を行いました。

調査の結果、耕作放棄地は12・6ヘクタールで昨年より1・7ヘクタール減ったことが確認されました。

利用調査の結果に応じ、遊休農地と判断された場合には、農地所有者（又は借受者）には、農地の適正管理を通知すると共に、今後の農地利用について意向調査を実施しております。

通知のあった方にはご理解、ご協力をお願いします。

農地を適正に管理し、貴重な資源を後世に残しましょう。



全国農業新聞

購読のお勧め

暮らしや農業経営に役立つ話題、情報など週刊にてお届けします。非常にわかりやすく、読みやすい農業の専門紙ですので、この機会にぜひご一考下さい。

※毎週金曜日発行

購読料月七百元

【送料・税込】

全国農業新聞

市民農園を開設しませんか

（「市民農園」の開設には、法律上の手続き等が必要です。）

市川市では、農地の新たな活用方法として、農地所有者が開設者となって、市民のレジャーや生きがいづくりを目的に農業体験の場として農地の貸し付けを行う「市民農園」を開設する際に、農地の整備等に要する経費の一部を補助しています。

補助金の詳細や、手続きの方法など、相談に応じています。

まずは市役所農業振興課までご連絡ください。

問い合わせ先

市川市経済部農業振興課

電話

047(711)1141



農業者年金へ加入しましょう

農業者年金は農業者の老後の生活の安定のため、他の制度には無い安心できる制度です。

農業者年金は積立式年金です。

農業従事者なら誰でも加入できます。

毎月の保険料を自由に選択でき、また見直しもできます。

編集・集・後・記

皆さん、明けましておめでとーございます。

今回の農業委員会だよりは「農地転用制度」と「相続税の納税猶予制度」を中心に作成いたしました。

農家の皆さんは、市街地に近接して都市農業に従事しているため、近隣に気を使いながら農業経営を行っている現状がある一方、農業者の高齢化と後継者不足が進んでいるため、それぞれの制度は身近な問題となっていると思います。

これらの制度を活用する際には、農業委員会へご相談ください。

最後に、農家の皆さんにとって令和4年がより良き一年となるよう、心よりお祈り申し上げます。

編集委員一同

編集／発行 市川市農業委員会

住所 市川市南八幡二丁目20番2号

市役所 第二庁舎 4階

電話 047(712)5063

農業委員会だより編集委員

石井 克己 石井 利和

小川 治夫 石橋 弘嗣